

議案第34号

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>